

## 綾瀬市子育て世帯サポート事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、家事又は育児に対して不安を抱える児童及び妊産婦並びにヤングケアラーのいる家庭の福祉の向上を図るため、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事又は育児等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的として、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第19項に規定する子育て世帯訪問支援事業（以下「本事業」という。）を実施することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、市とする。ただし、本事業を適切に実施できると市長が認めたものに対し、本事業の全部又は一部を委託することができるものとする。

### (対象者)

第3条 支援対象者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住民登録を有し居住する者
- (2) 0歳から18歳未満の児童がいる世帯の者又は出産前に支援を必要とする妊婦
- (3) 児童や保護者又は妊婦からの相談並びに、庁内の関係部署及び関係機関からの情報提供又は相談等により把握した、本事業による支援が必要であると市長が認める、児童福祉法第10条第1項第4号に規定されるサポートプラン策定対象者
- (4) 次に掲げるいずれかの状態に該当する者
  - ア 保護者に養育させることが不適當であると認められる児童の保護者又はそれに該当するおそれのある保護者
  - イ 食事、生活習慣等について、不適切な養育状態にある児童又は、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童の保護者若しくは、それに該当するおそれのある保護者

ウ 若年妊婦等、出産後の養育について出産前に支援を行うことが特に必要と認められる妊婦又はこれらに該当するおそれのある妊婦

エ その他、市長が特に支援が必要と認める者（支援を要するヤングケアラー等を含む）

（事業の内容）

第4条 本事業は、前条各号に規定する対象者のいる家庭を訪問支援員が訪問し、次に掲げる支援を家庭の状況に合わせて包括的に実施する。

- (1) 家事支援（食事の準備、洗濯、掃除及び買物の代行等）
- (2) 育児及び養育支援（育児のサポート、保育所等の送迎及び外出時の補助等）
- (3) 育児に関する不安及び悩みに対する傾聴、相談並びに助言
- (4) その他対象者の家庭及び養育環境の改善に繋がる支援

（支援の時間、期間及び回数）

第5条 支援を行う時間数及び回数は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 1回のサービス当たり2時間以内とし、1日2回を限度とする。
- (2) 支援期間は原則3カ月とする。ただし、利用者世帯の養育状況を3カ月毎に市が評価を行い、必要時は事業実施の延長を行う。
- (3) 支援の回数は、同一年度内において50回以内とする。

（利用の申請及び決定）

第6条 支援対象世帯の児童、保護者及び妊婦からの相談等や関係部署や関係機関からの情報提供等により、本事業による支援が必要と認められる場合は、支援対象者に対して本事業についての十分な説明及び利用勧奨を行うものとする。

2 支援対象者は、本事業の利用を希望する場合は、綾瀬市子育て世帯サポート事業利用申請書（様式第1号）により市長へ申請するものとする。

3 市長は、前項の規定による申請があった場合は、訪問支援に関する会議（以下「合同ケース会議」という。）等において支援の内容、方向性等をし、利用の可否について決定し、綾瀬市子育て世帯訪問サポート事業利用承認（却下）通知書（第2号

様式)により、申請者に通知するものとする。

- 4 市長は、第2項の規定にかかわらず、自ら本事業の利用申請することが著しく困難であると認められるときは、当該家庭について本事業による支援を実施することができるものとする。

(支援の終了等)

第7条 市長は、前条第2項の利用決定を受けた者(以下「利用者」という。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、支援を終了するものとする。

- (1) 第3条に規定する対象家庭の要件に該当しなくなったとき。
- (2) 利用者から辞退の申し出があるとき。
- (3) 訪問支援の必要性がなくなったとき。
- (4) その他、市長が不相当であると認めるとき。

- 2 市長は、前項の規定により支援を終了するときは、当該利用者へ訪問支援員を派遣する受託事業者にその内容を共有するものとする。

(利用の調整等)

第8条 市長は利用者が支援の利用を開始するにあたり、必要な範囲において、支援方針(サポートプラン含む)等及びその他支援に必要な情報について、受託事業者と共有するものとする。

- 2 利用者が本事業を継続して利用するときは、受託事業者に直接利用の予約を行うものとする。

- 3 受託事業者は、本事業による支援内容等の必要事項について利用者に十分に説明し、本事業に必要な範囲において利用者の状況等を聞き取るものとする。

(訪問支援員の要件)

第9条 事業を行う訪問支援員は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 助産師、保健師、看護師のうち、いずれかの資格を有する者
- (2) 第4条に規定する支援を適切に実行する能力を有する者
- (3) 次に掲げる欠格事由のいずれにも該当しない者

ア 拘禁以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 児童福祉法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）及び児童福祉法施行令（昭和23年政令74号）第35条の5各号に掲げる法律の規定により罰金に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待又は児童福祉法第33条の10に規定する被措置児童等虐待を行った者

エ その他、児童の福祉に関し著しく不適當な行為をした者

2 訪問支援員は、あらかじめ事業の実施に必要な知識及び技術を習得するため市が行う研修又は市が適當と認める研修を受講しなければならない。

（報告と連携）

第10条 訪問支援員等は支援の際に、利用者世帯の児童の状況等、心配される事象が確認された場合や他機関との連携の必要性が生じた場合は、遅延なく市長へ報告しなければならない。

2 市長は、受託事業者から前項の報告があった場合には、その支援調整を行うものとする。

（費用の請求等）

第11条 受託事業者は事業を実施した場合は、事業を実施した月の翌月7日までに、綾瀬市子育て世帯サポート事業実施報告書（第3号様式）を添えて、市長に請求するものとする。

（費用の支払い）

第12条 市長は、前条の請求を受けたときは、その請求内容を審査し、適正と認めるときは、委託契約に基づき支払いを行うものとする。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。



年 月 日

綾瀬市子育て世帯サポート事業利用承認（不承認）通知書

様

綾瀬市長

年 月 日付けで申請のありました綾瀬市子育て短期支援事業の利用について、次のとおり承認したので通知します。

申請者	氏名	
	住所	
区分	承認 ・ 不承認 不承認の理由（ ）	
承認番号		
利用期間		
主な支援内容	<input type="checkbox"/> 食事の準備・片付け <input type="checkbox"/> 衣類の洗濯 <input type="checkbox"/> 住居の清掃・整理整頓 <input type="checkbox"/> 生活必需品の買い物代行 <input type="checkbox"/> 子どもの世話 <input type="checkbox"/> 保育所等への送迎 <input type="checkbox"/> 外出の補助（医療機関受診や市役所等） <input type="checkbox"/> 子育てに関する相談 <input type="checkbox"/> その他（ ）	

